

令和 7 年度 第 2 回

江東区地域福祉計画推進会議

会議録

令和 7 年 7 月 15 日



## 1 開会

○大町福祉課長 皆さんこんにちは。まだお見えになつてない方もいらっしゃいますが、定刻となりましたので始めたいと思います。本日もお忙しい中、天候も雨が心配ではあります  
が、当会議にご出席くださりありがとうございます。事務局を務めております江東区福祉部福祉  
課長の大町です。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。この会議は公開が原則となっており、  
録音と写真撮影をさせていただきますのでご了承願います。

本日は宮崎委員が欠席。永田委員がZoomでの参加となります。

永田委員はZoomでの参加ということですので、通常マイクはオフにし、発言の際には手挙げサ  
インをクリックしていただき、指名されましたらマイクをオンにして発言ください。発言はゆっ  
くり、はつきりとお願ひします。

本日の会議では傍聴の方が2名いらっしゃいます。

はじめに資料の確認をいたします。本日の資料は事前にお送りしていますが、お持ちいただけ  
たでしょうか。次第に記載の4点ですが、不足等がありましたら、挙手にてお知らせいただけれ  
ば事務局で対応いたします。

それでは、これ以降の進行は長倉会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願ひいた  
します。

○長倉会長 皆様、暑い中お集まりいただきありがとうございます。今日もよろしくお願ひいた  
します。

## 2 議題

### (1) 第2期江東区地域福祉計画（素案）について

○長倉会長 それでは、議題（1）「第2期江東区地域福祉計画（素案）について」事務局より説  
明をいただきます。

○大町福祉課長 資料1の「第2期江東区地域福祉計画（素案）」をご覧ください。

この計画素案は、前回の会議で第1章と第2章に対していただいた質問や意見を反映し修正を行つたほか、これまでに協議した構成や施策体系に沿つて巻末まで作成しました。一部未作成の部分もありますが、本日は表紙から通じて説明します。なるべく簡潔に進めていきたいのですが、このように厚さもかなりあり、時間は多めにかかるかと思います。

表紙の裏には、第1期の計画書と同様、区長と本会議会長の挨拶を掲載する予定で追加してい  
ます。

次のページは目次です。前回提示したのは第2章まででしたが、今回は第3章から第5章、そ  
して資料編までを追加しています。第2章までについては、修正した部分を中心に説明します。

3ページの「2 計画の位置づけ」では、「(2)区の関係計画との関係」の右側の図において、社会  
福祉協議会の「地域福祉活動計画」を、本計画と両輪の関係であるということを視覚的に分かり  
やすいよう修正しました。

4ページの「3 計画の期間」には「地域福祉活動計画」を追加し、終期を11年度に統一し、計  
画期間の整合を図っていることが分かるようにしました。

5ページの「4 計画の策定体制」の図は、前回の計画書では本会議や府内推進委員会をメインに  
記載していましたが、それよりも、区民や団体の意見をきちんと計画に反映させていることを優

先して見せたほうがよいとの意見をいただいたため、大幅に修正しました。

6 ページの下の表「▼意見募集、こどもからの意見収集、区民説明会、パブリックコメント」の右上に、「こどもからの意見収集」というカテゴリを追加しましたが、これは、かねてより「こどもの意見を聞いて反映させる必要があるのではないか」との声があったことから、教育委員会の協力を得て、小学校・中学校各 2 校で出前授業方式により児童・生徒の意見をヒアリングすることとなり追加しました。実施は 9 月から 10 月にかけての予定です。

7 ページからは「第 2 章 計画の背景」ですが、8 ページに「国の動向」、9 ページに「東京都の動向」を記載し、10 ページには「SDGs の視点」をコラムの体裁で、江東区の長期計画後期において SDGs のゴールを見据えながら取組を推進していくという内容を記載しました。

12・13 ページは、前回の会議で多くの質問や意見をいただいた「2 江東区の現状」の「(1) 地域福祉に係る主なデータ」です。各グラフを巻末の資料編に掲載する方針は変えていませんが、数字の変化から何が見え、なぜこのデータを選択したのかが分かるように、データの変化の端的な解説と、それによってどのような取組や対応が必要なのかを追記し、ボリュームを前回 1 ページだったものを 12・13 ページの 2 ページに拡充しました。13 ページの⑧のデータは、前回は「生活保護被保護人員／保護率」のみでしたが、人員や保護率は江東区では減少しているため、新たに生活保護に至る前段階の「自立相談支援事業相談件数」を追加し、施策や取組に反映させていきたいと思います。

14 ページから 16 ページの「(2) 第 1 期計画の取組状況」は、府内各課の意見を受けて文言を整理するとともに本会議での意見を反映し、各取組の後ろに小さい文字で実施年度を追記しました。

17・18 ページの「3 調査等からみえる課題」の区民アンケートは、一部質問を入れ替えるとともに、それぞれのグラフの下部に新たに分析を追記しました。

22 ページからは「第 3 章 計画推進の方向性」となり、これ以降は、今回新たに提示する内容となります。

23 ページは、「1 計画の基本理念」で、現行計画のものを引き継ぐこととしております。

24 ページには「2 計画の基本方針」として計画の 3 つの基本方針を掲載しますが、説明文については計画の施策や取組が確定してから更新する予定です。

25 ページの「3 圏域の考え方」は、現行計画とほぼ同じですが、「小圏域」の想定される区域は、これまでの計画では「町会・自治会、小学校区等」としていましたが、これらの広さにかなり幅があり、期待される役割も様々であるため、第 2 期計画では「日常的に関わりあう範囲・地区」と改め、例として「町会・自治会、小学校区」と記載しました。

26 ページからは「第 4 章 施策の推進」です。

27 ページは前回まで協議していただいた「施策体系」ですが、2 点変更があります。1 点目は、「取組方針 1-2」で、現行計画と同様、前回会議までは「地域ネットワークの構築」としていましたが、施策の「地域のつながりをつくる」とほぼ同義ではないかとの府内からの意見があり、取組内容を反映して「地域で活動する団体への支援」と変更しました。2 点目は、「基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる」の 4 つの施策の並び順を、前回出た意見を反映し変更しました。また、取組方針の右のほうに施策を横断する取組として「包括的な支援体制の充実」と「孤独・孤立対策」を新たに設けました。

28 ページから 30 ページには、施策を横断する取組の概要を掲載しています。28 ページは「重層的支援体制整備事業の概要」、29 ページは「重層的支援体制整備事業と地域福祉施策との関係」を図にしてまとめましたが、本日の議題（2）「重層的支援体制整備事業について」の協議結果を踏まえ、内容を修正します。また、30 ページには、本区の「孤独・孤立対策の推進体制」を記載しました。

32 ページからは、10 の施策とそこにぶら下がる取組方針、具体的な取組等を記載し、アンケー

ト結果等から得られた課題のほか、現行計画の取組状況や長期計画、各福祉分野の計画等も踏まえ作成しました。今回の計画書はA4横の長編綴じとなるため、「施策1」の32・33ページのように上下見開きとし、1施策につき2ページで見やすく掲載していく予定です。これまでのページと文字のフォントやサイズが異なっていますが、最終的には統一を図りますので、記載内容を中心見ていただきたいと思います。2ページ見開きの構成は、1ページ目に「施策の目指す姿」「現状」「課題」「区民・団体の意見」の抜粋を掲載し、2ページ目にこれらを受けた「取組方針」「取組例」を記載します。空いているスペースは、コラムや用語解説、取組の紹介等で埋めていき、テーマの案等を記載します。時間の関係で全ての内容は説明できないため、新たに盛り込んだ内容をいくつか示します。

33ページの「施策1 地域のつながりをつくる」の「取組方針1-2」は、「地域で活動する団体への支援」と変更し、今まで取り組んできている「町会・自治会等の支援」に加え、「NPO等の地域活動団体の活動や団体間のネットワークづくり」を記載しました。

36・37ページの「施策3 地域と行政のつながりをつくる」では、令和5年度の中間支援組織「江東区ボランティア・地域貢献活動センター」の設置を受け、今後取り組んでいく「地域活動団体と区との連携強化」等を記載したほか、本会議で出た意見により「企業や大学等との連携」についても新たに盛り込みました。

38・39ページの「施策4 一人ひとりの尊厳を守る」では、「困難な問題を抱える女性への支援」や、「子どもの権利に関する条例」に関連する取組内容を追加しました。

42・43ページの「施策6 くらしの安全を向上させる」には、今回新たに本計画に盛り込んだ「防犯対策と消費者保護の充実」に関する取組を記載しました。

46・47ページの「施策8 情報の適切な運用を図る」では、これまで多くの意見をいただいた、「個人情報の適切な取り扱いや共有」についての検討や、「DX推進とデジタルデバイド解消」について、「高齢者スマートフォン講座」等の区の直近の取組を記載しました。

48・49ページの「施策9 福祉の質を向上させる」では、「福祉人材の確保や育成に関わる事業者への支援」、「民生・児童委員の充足率向上」に向けた取組等を記載しました。

50・51ページの「施策10 啓発活動を推進する」では、令和4年度に策定した「江東区多文化共生推進基本指針」に基づく「意識啓発と醸成」について記載しました。

53ページからは「第5章 計画の推進体制と進行管理」です。

54ページの「2 計画の進行管理」は、現行計画と同様、PDCAサイクルで計画の進行管理を行っていきます。

55ページからが巻末の「資料編」です。

56ページから58ページは第2章に掲載しているデータのグラフですが、もう少し大きくし、データが整った段階で説明文等も記載します。

59ページ以降に本会議の「設置要綱」、「委員名簿」、「計画の策定経過」を掲載し、最終ページの奥付までとなります。

素案について、取組方針や具体的な取組を掲載している施策のページについては、事務局で「たたき台」を作成し、庁内の各部課や社会福祉協議会からの意見を聞き、ヒアリングや意見交換を行い、今も修正を行っています。本日の会議での意見や意見シートでいただく意見も踏まえて、内容をよりよいものにしたいと考えています。令和8年度の予算編成がこれから始まるため、新規事業等も反映させていきたいと思います。

○長倉会長 ありがとうございました。それでは、質疑に入りますが、事務局の説明に対してご意見やご質問等がありましたら、挙手にてお願いします。

○金委員 生活保護被保護人員の人数が、13 ページでは令和 4 年 3 月に 9,250 人、令和 6 年 3 月に 8,497 人となっていますが、57 ページのグラフの縦の目盛りは「世帯」となっています。どのように読み取ればいいのですか。

○大町福祉課長 同じ 3 月 31 日現在なので、基本的には合っていないといけませんが、グラフには令和 6 年度の数字が入っておらず、令和 4 年度の数字も異なっているようなので確認します。いずれにしても、グラフはデータの裏付けとなるため、数字は合わせていかなければなりません。

○越智委員 1 点目は、5 ページの「4 計画の策定体制」で「区民等の参画」とあり、当事者の声は団体を通して吸い上げているのかもしれません、それでは弱いのではないかと思う。当事者だけを集め声を拾うとしたら、それは積極的にアピールしたほうがいいと思います。例えば、知的障害のある方の声は拾いづらいと聞きますが、逆に拾っていったほうがいいのではないかと思う。

2 点目は、16 ページの「主な実績」として、「ヤングケアラーに関する啓発リーフレットを全児童・生徒に配布」とありますが、ヤングケアラーは親のことを思いやり、なかなか声が出せないことが多く、こどもながらに非常に複雑な内面を抱えていると聞きます。そうであれば、配布対象を全児童・生徒とすることでどのような効果が得られるのでしょうか。

○大町福祉課長 「区民等の参画」の中で、「区民アンケート」と「団体アンケート」は対象を限定していますが、「意見募集」は対象を限定していません。また、18 歳以上のアンケートだけではなく「こどもからの意見収集」も新たに設けます。素案の策定後は、「パブリックコメント」や「区民説明会」も行う予定です。現時点では当事者を対象にすることは考えていませんが、障害者についてはこれから策定する障害者計画の前段階で行う調査において、当事者からのヒアリングも予定しています。より具体的な取組に向けた聞き取りは、区として確実に行っていきます。

ヤングケアラーのリーフレットについては、所管課に意見は伝えますが、ヤングケアラーの可能性がある全てのお子さんに気づきも含めて配布しているという目的だと理解しています。取組はまだ区としても始まったばかりのため、より効果的なリーフレットの内容や配布対象については、所管課の養育支援課でも検討を進めていると思います。

○北島委員 計画案全体としては、グループワークでの意見が反映されておりとてもいいと思います。

29 ページの、「2 行政のつながりをつくる」と「3 地域と行政のつながりをつくる」は、かなり前からの課題であると思います。こどもに関することは、厚労省と文科省がそれぞれ分かれて支援してきましたが、「学校や教育委員会との連携」という言葉がここに入っていないのはなぜでしょうか。不登校児が増えており先生への不信感も高まっているため、地域としてはもっと学校や教育委員会の指導室と連携したいと思っています。ソーシャルワーカーを増やす等、支援体制は整ってきましたが、こどもはすぐに成長してしまうので、成長過程にあるこどもたちへの支援をもっと連携して進めていく必要があります。現状では、ソーシャルワーカーは学校からの依頼で地域や家庭に行くことはできますが、地域から依頼することは難しいため、地域で見守っている心配なこどもについて、学校にアプローチできるといいと思います。学校としても困りごとを抱えており、家庭で問題のないこどもが学校では暴れるようなケースもあり、その場合は要保護児童対策地域協議会の対象にも入りません。その辺の連携ができるような計画ができるといいと思います。

○大町福祉課長　ここ数年で、福祉と教育の連携は、区としては少しづつ充実してきていると思います。今年度から養育支援課では、中学校圏域ごとに養育支援課の職員も入りケース会議を行っており、そのような取組が全庁を挙げてさらに進むように各所管課に働きかけていきたいと思います。

○長倉会長　5ページの、グレーの右に向かう矢印は、区民の意見を吸い上げたことを意味しているのですか。その場合、推進会議からもグループワーク等で意見が出て計画に反映されたことを示す矢印が必要ではないでしょうか。

○大町福祉課長　おしゃる通りで、矢印の途中に会議を入れるべきか、もう1つ矢印を設けるべきか、表し方を悩みました。

○長倉会長　区民の意見は会議でも説明していただき、委員の皆さんからも意見をいただき、それらを吸い上げて計画推進会議が策定したということであれば、推進会議に区民等の参画から意見が入り、推進会議から計画ができた、という形が分かりやすいのではないかと思います。

○大町福祉課長　推進会議を通過する形で矢印を記載したほうがいいということですね。その場合、庁内推進委員会も同様であるため、2つの会議を一体的に矢印の途中に入れたほうがいいということでしょうか。

○長倉会長　推進会議と庁内推進委員会を四角で囲み、区民の意見を通す形がいいのではないですか。

○大町福祉課長　次回、そのように修正したいと思います。

○森委員　読みやすくまとめていただきありがとうございます。

ただ、気になった1点目は、25ページで中圏域として5つの区域を設定していますが、各区域の違いの中で取組が展開されていくことから、区域の中での福祉の姿が後段でもう少し出てくると圏域を設定する意味が出てくると思います。

2点目は、区民アンケートの結果から区民の困り事が見えてきますが、グループワークで出ていた「子どもや若者が既存の団体と結びつきながら活躍したい」といった意見が記載されていないようです。40・41ページの「施策5 誰もが社会参加できる仕組みをつくる」では、高齢者や障害者等の参加についてはありますが、子ども・若者が地域で活動できるという視点もあったほうがいいと思います。

3点目は、42・43ページの「施策6 くらしの安全を向上させる」についてです。7月に災害関連の法制が見直され、能登半島地震を踏まえ災害関連死を減らす視点により、避難所という場所への支援から在宅を含めた人への支援へという考えが出てきています。本計画では、避難所についての記載はありますが、在宅等で避難生活を送る人についても入れたほうがいいと思います。

○大町福祉課長　圏域の区域ごとの特性については、アンケート結果からある程度の傾向がつかめるものがあるかどうかを含め、もう一度見直したいと思います。取組内容で5分割するとかなり細かくなってしまうため、特徴的なものがあればその区域についてのみ記載する方法もあります。江東区は南北に長く、それぞれの地域特性もあり、民生委員・児童委員の充足率の差等、区域ごとに変えていかなければならない視点は大事であるため、記述で表せないかどうか検討した

いと思います。

2点目の、活動したいという意見とそれに対する施策の提案がないということですが、意見の吸い上げについての記載箇所が施策のところになかったため、前向きな意見も含めて区民の声をページの上の部分に入れましたが、今のような意見も入れていきたいと思います。

3点目の災害関連法案については、避難所だけではなく在宅支援にといった方向転換はありましたが、現時点では江東区として取組の方向性が記載できるかどうか、防災所管と検討したいと思います。

○吉野委員 19ページには基本的な3つのつながりということでいろいろな意見が挙げられています。福祉には「地域福祉」と「教育福祉」というものがあると思いますが、教育福祉についてはそれらしきことが網羅されていません。幼稚園児が高齢者と交流し、ボランティアもこどもたちも、高齢者に対する喜びを非常に感じています。地域の福祉は、教育福祉とドッキングするべきで、もっと活動が網羅され、居場所づくりについてはもっと力を入れていくべき項目ではないでしょうか。この中に「教育」というニュアンスのつながりを持つ場所を掲示していただきたいと思います。

○大町福祉課長 ご指摘の19ページは、区民・団体アンケートで出てきた意見をまとめたものであるため、再確認はしますが、教育福祉に関する意見が少なかったのではないかと思われます。まだなかなか気づいていない視点なのではないでしょうか。あくまでもここはアンケート結果であり、新規に追加することは難しいです。ただ、教育と福祉の関わりの視点は非常に重要です。秋に行うこどもからの意見収集については事前に学校の校長先生や担任と話していますが、そういった取組も施策の取組の中で記載していく、こどもたちからそういった意見があれば、積極的に掲載したいと思います。

○岡田副会長 1点目は、12ページの「主なデータ」の1番目に「外国人の増加」を取り上げられており、それが江東区の特徴を表していると思うのですが、27ページの「施策体系」に十分に表れていないのではないでしょうか。「施策10 啓発活動を推進する」で共生や地域参加の意識が生まれてはきますが、地域づくりにおいて言葉や文化の壁が生じた場合、多文化ソーシャルワークの機能が果たされているのかといった観点を入れる必要があると思います。

2点目は、コミュニティの希薄化や担い手不足への対策が本会議でも中心的な課題であったと思います。ボランタリーな活動領域がどんどん絞られています。従来の発想を転換させ、日常的な地域支援が必要であることが何度も出てきました。33ページや37ページが該当すると思われますが、「コミュニティワーク機能の強化」をはっきり入れる必要があると思います。重層で地域づくりに向けた支援を行っていくということですので、キーワードとして明記することが実際の活動につながっていくのではないかと思います。27ページの「施策体系」に今回文言を変えた「取組方針1-2 地域で活動する団体への支援」がありますが、団体だけではなく、当事者の組織化やこども・若者の参加等、個人発で動いていく地域活動もあります。「個人と団体」というように広げた記載にしたほうがいいと思います。

3点目は、47ページの「取組方針8-3 DXの推進」について、いろいろな自治体や地域を見ていると、行き過ぎた急激なDX推進が地域活動に混乱を招いており、デジタルデバイドを生じさせていることが明らかです。スマホの流れにDX推進を全て吸い込んでいくということではなく、流れに乗れない人への個別的な配慮やアナログとの両立という観点を入れることが本当の情報化なのではないでしょうか。

○大町福祉課長 1点目の多文化ソーシャルワークについては、多文化に関しては、50 ページの「施策 10 啓発活動を推進する」で「江東区多文化共生推進基本指針」が記載されていますが、言葉の壁により支援が必要な外国人の方や、その方たちの社会参加に関しては、38 ページから 41 ページの「施策 4 一人ひとりの尊厳を守る」、「施策 5 誰もが社会参加できる仕組みをつくる」に記載があります。施策 10 はこのままとしたいと思いますが、所管である地域振興部と継続的に打ち合わせをしており、地域振興部においては今年この分野の強化をしているため、何かトピック的に取組を打ち出せないか引き続き検討したいと思います。本会議で意見が出た旨もお伝えします。

2 点目のコミュニティワーク機能の強化については、施策の書きぶりを所管課と意見交換を重ねてきましたが、本日いただいた意見も伝え再調整し検討していきたいと思います。「取組方針 1-2 地域で活動する団体への支援」については、取組内容が団体がメインということでこのような記載となりましたが、個人で活動している方への支援も重要であるため、「団体・個人」や「団体等」等、表現を再考したいと思います。

3 点目の DX については、確かに行き過ぎた DX で置いていかれている人がさらに置いていかれてしまうといった課題も徐々に表出してくるのではないかと思います。アナログとの両立といったことについて書きぶりをどのようにするか、ご意見を踏まえ検討したいと思います。

○田村委員 19 ページの「基本方針 I 3 つのつながりをつくる」の「施策 3 地域と行政のつながりをつくる」に、「医療的ケア児（者）及びその家族への支援の充実」とあります。医療的ケア児への支援も必要ですが、もっと広い範囲で障害を持つ本人とその家族への支援を充実すると広げていくことはいかがですか。

○大町福祉課長 19 ページについては、区民・団体アンケート調査で出てきた主な意見であるため、尊重し記載したいと思います。ただ、より広くという趣旨では、計画としては出てきた意見だけではなく区として必要な方に支援を届けることも重要であるため、ご意見を踏まえて取組については再度検討したいと思います。

○秋山委員 1 つ目は、33 ページの「取組方針 1-2 地域で活動する団体への支援」についてはだいぶ入れ替えていただきよかったです。ただ、ボランティアを養成することに対する団体への直接的な支援も必要ですが、その前にボランティアを養成するようなことに対し行政からの働きかけをお願いできないでしょうか。その視点を再度確認していただきたいと思います。

2 つ目は、35 ページの「取組方針 2-2 組織横断的な相談支援体制の構築」で、相談にはいろいろな形がありますが、重層的なことを踏まえた上で再度見直していただきたいと思います。

3 つ目は、39 ページの「取組方針 4-1 権利擁護支援の充実」で、今年は 4 月 1 日に子どもの権利に関する条例が制定され、子どもの意見表明権がクローズアップされてきています。ソーシャルワーカーやケースワーカーも大切ですが、子どもの身近にいる学校の教員・保育士・幼稚園教諭・児童館の職員等が、子どもの意見を吸い上げる研修により取り組んでいただきたいと思います。

○大町福祉課長 1 点目のボランティアの養成については、地域活動の担い手ということで大事な視点ですので、改めてこれに取り組んでいる所管課と確認していきたいと思います。

2 点目の重層及び「施策 2 行政のつながりをつくる」については。現在区ではどのような重層のあり方にするのかを検討中であるため、本日本会議で全てを明らかにすることはできませんが、その検討結果を反映し、施策 2 の書きぶりは重層を反映した形に変えなければならないと思います。

3点目の「施策4 一人ひとりの尊厳を守る」については、子どもの権利に関する条例が4月1日に施行され、教員への周知や研修等には取り組んでいる、あるいは取り組み始めていると聞いています。個別計画はありますが、本計画書には大きい流れとしてどこまで記載できるかを子ども未来部に確認したいと思います。

○秋山委員 3点目について、子ども未来部も担当しているとは思いますが、どちらかというと教育委員会の指導室に、今よりもさらにやっていただくようにアプローチしてほしいと思います。

○大町福祉課長 4月以降、あるいはその前から、子ども未来部と教育委員会で権利条例に関しては打ち合わせも積極的に行っていると聞いていますが、確認します。

○田村委員 障害の分野では医療機関とのつながりが重要で、保護者がどこに診断を受けに行ったらいいのか、どこの医者に相談したらいいのかということが課題になってきます。そのことを、「施策3 地域と行政のつながりをつくる」で取り上げるのがいいのか、あるいは医療機関とのつながりをどこかで明記することはできないでしょうか。

○大町福祉課長 そういった取組は入っていませんが、医療機関との連携も重要であるため検討したいと思います。

○田村委員 江東区の一つの特徴で、医療機関が充実していることが挙げられるが、特に発達障害などを考えると、是非その特徴の力がほしいと思います。この地域福祉の中で取り組むことができたら大変ありがとうございます。

○大町福祉課長 障害者だけに限らず、ヤングケアラー等他の福祉でも医療機関との連携は欠かせないと思います。障害分野に限ることなく大事な視点として取り入れたいと思います。

○長倉会長 それでは、その他何かお気づきの点がありましたら、意見シートに書いて提出をお願いします。電子データで渡すことは可能ですか。

○大町福祉課長 意見シートは7月11日付けで各委員にEXCEL形式でお送りしていますので、それに入力していただきたいと思います。かなりボリュームが大きく、今日の意見をお聞きになり後で気づかれる点もあると思いますので、是非ご意見をお寄せください。

○長倉会長 事務局もいよいよ詰めに入ってきていますので、皆さんご協力をお願いします。それでは、次の議題に入りたいと思います。

## (2) 重層的支援体制整備事業について

○長倉会長 議題(2)「重層的支援体制整備事業について」、事務局より説明をお願いいたします。

○大町福祉課長 第2期地域福祉計画には、「重層的支援体制整備事業」の本区における今後のあり方を新たに盛り込む方向としており、現在、府内でその実施体制の方向性やスケジュール等について具体的に検討を行っているところです。その検討結果を、次回のこの会議で、計画書に盛り込む形で示したいと考えていますが、本日は、「重層的支援体制整備事業」の概要や、すでに

区や社会福祉協議会が実施している対象事業、実施に向けた課題等について、あらかじめ説明したいと思いますので、資料2をご覧ください。

重層的支援体制整備事業（重層）とは、――

\*令和3年4月施行の社会福祉法の改正により、地域共生社会実現のための事業として国が創設したものです。

\*相談支援や地域づくりに向けた各自治体の既存の取組を活かしながら、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つを必ず一体的に実施することで、包括的な支援体制を構築するものです。

\*重層を実施する自治体には、各分野の補助金が「重層的支援体制整備事業費交付金」として、一括交付されます。

\*事業の実施は任意ですが、令和6年度の特別区の状況から、すでに実施している区が11区、実施を決定し移行準備中の区が3区あります。

重層の概要については、資料2の他に、厚生労働省の資料を参考に4点添付していますので、後ほどご参照ください。

事業の全体像――

区と社会福祉協議会の既存事業を併せて記載しました。赤い文字で記載している3つの支援を、順番に説明していきます。

「I 相談支援」は、複数の事業で構成されています。

・「包括的相談支援事業」は、各分野の窓口の連携体制によって、属性や世代を問わずに相談を受け止めるもので、本区においては、既存の窓口や地域包括支援センター・子ども家庭支援センター・社協サテライトにおける地域福祉コーディネーター等、それぞれの分野で充実してきた相談体制が、連携を強化しながら、包括相談支援の担い手になっていくことを想定しています。

・「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」は、困りごとがある方の自宅等へ出向く支援を実施するものですが、既存の事業として、地域包括支援センター・保健相談所・地域福祉コーディネーターが活動を行っているところです。

・こうした包括的相談やアウトリーチを通じて、複雑化・複合化した課題は「多機関協働事業」につなぐこととなります。複雑化・複合化した課題とは、8050やダブルケアといった、1つの世帯に複数の課題が存在していたり、ゴミ屋敷といったような世帯全体が孤立したりしている状態を指します。「多機関協働事業」は、支援関係機関の役割分担を調整する等、重層の中核を担うものであり、複雑化・複合化した課題への支援プランの作成や、支援会議等を活用しながら、各機関の役割や支援方法の協議を行うものですが、現在では、本区にはこうした事業がまだありません。

「II 参加支援」は、社会とのつながりをつくるための支援や、利用者ニーズを踏まえたマッチングやメニューを作成するもので、既存事業としては、ボランティア・地域貢献活動センターや社会福祉協議会のサテライト等があります。

「III 地域づくり事業」は、居場所づくりや世代や属性を超えた交流の場の拡充ですが、社協サテライト・区の生活支援体制整備事業・子育てひろば等の既存事業があります。地域団体の活動等とも連携しつつ、さらなる拡充が必要と考えています。

「実施に向けた課題」を6点記載しています。

◇多機関協働事業の実施主体の検討

新たに取り組む多機関協働事業の実施主体を誰が担うのか。

◇関係窓口・機関への周知、協議

既存の窓口を連携させつつも、誰も取り残さない相談体制を具体的にどのように構築

するのか。

◇会議体の構築・見直し

支援会議や重層的支援会議といった新たな会議体の構築が必要な一方、現在も区には支援が必要な方に対するさまざまな会議体があり、出席者が重複し負担も増えている状況のため見直しが図れないか。

◇歳入・歳出予算の整理

◇補助事業から委託事業への見直し

◇組織体制の見直し・充実

重層の中核をなす、事業全体の旗振り役でもある多機関協働事業については、他自治体においては社会福祉協議会等へ委託している事例もあるが、現在本区では、福祉課が中心に直営で担うことを軸に検討を進めているため、もしさうなったときは、専門職の配置等も含めた組織体制の見直しや充実が必要になってくる。

「今後の予定」は、今年度策定する第2期地域福祉計画に、事業の方向性や実施に向けたスケジュールを記載し、令和8年度以降に具体的な実施計画等の移行準備を進め、本格実施につなげていく考えです。

重層的支援体制整備事業の説明については以上ですが、区の組織や人員、予算も伴う内容となるため、基本的には庁内で十分に検討した結果を次回皆様に示したいと思いますが、ご意見やご質問がありましたらよろしくお願ひいたします。

○長倉会長 ありがとうございました。それでは、ただ今の説明に対してご意見やご質問等がありましたら、举手にてお願ひいたします。

○田村委員 障害の分野では、相談支援事業が国の方針で立ち上がっています。江東区では基幹相談支援事業が中心的な役割を担っており、小さな事業所の相談支援事業をまとめています。もともと社協では障害児施設も運営しておりますが、相談支援事業として成り立つてやっている所は障害の他にもありますか。もしあれば、そういうところも一緒に考えていただきたいと思います。それは多機関協働事業のところに位置づけられるのでしょうか。

児童相談所のあり方も江東区では大きなテーマになっていくと思います。今ある相談支援事業所が地域福祉と連携して動けるようになるとありがたいと思います。

会議体がいろいろあることを感じており、整理する必要もあるかと思います。違う会議であれば違う視点も取り入れ勉強にもなり、社会の仕組みの広がりを学べるところもありますが、その辺の見直しをうまくやっていただきたいと思います。

○大町福祉課長 包括的相談支援事業を中心に、今ある相談窓口をいかに連携させ多くのものを拾っていくかが重層的支援体制整備事業の重要なところです。障害分野についてはどこの窓口がということについては、基幹相談支援センターも立ち上がっており、事例の中には障害のものが入っていませんが、実際には含まれています。具体的な仕組みについては、次の資料で詳しく説明します。

会議体は増えれば増えるほど、参加者が同じで負担が増え、引き継ぐ方がいないという声も聞かれます。重層に限らず、最近では孤独・孤立の会議体も新たに立ち上げていますが、国のヒアリングにそういったことを意見として挙げたところ、会議を兼ねるという方法もあるということでした。重層の整備を機会に、いろいろな会議体について効果を損じないやり方である程度見直していくことができれば取り組みたいと考えています。

○森委員 昨年度、東京都社会福祉協議会で重層の実施区市に対して成果と課題のアンケートを取りました。重層については、地域福祉計画の28・29ページに記載されているように、施策分野を横断する事業というイメージがありますが、国では重層はもともと3つの重なり合いをつくると言っており、「高齢・障害・児童の分野」「支援の連続性」「専門職によるフォーマルな支援とインフォーマルの支援」といった3つの重なり合わせを重層では目指していくということです。1つの分野を超えるということにはかなりの労力がかかるため熱心に取り組んでいますが、他の2つの重なりはなかなかつくり切れないのが現状です。

「実施に向けた課題」として、1つの多機関協働事業を直営でやるか委託にするかは、いろいろな自治体がありますが、直営がメリットになる部分と委託先がネットワークを持っていることもあります、いずれにしても地域福祉コーディネーターを配置している所と一緒にやっていくことが重要であると思います。しかし、区の力は大きいため、いろいろな機関を巻き込む時には区の名前で動いたほうがいいようです。

2つの関係窓口については、どうしても狭間になってしまふところが出てきてしまうため総合相談窓口を設けるところが多いのですが、その場合、各機関が難しいことはそこに任せてしまうようになり、そこで受け止めてもその先が整っていないとパンクしてしまうことがあるようです。関係機関どうしが互いの窓口の機能を知ることで連携をつくる仕組みが大事だと思います。

3つの会議体については、「支援会議」が、気になる人がいる段階からアプローチに至るまでの会議体として有効であると言われており、分野ごとにインフォーマルな会議体はありますが、重層の会議体は社会福祉法のものなので呼ぶ相手の制限をかけなくともよく、うまく使えば有効だと思います。例えば、児童に関してあるところまでは要対協でやっているが、要対協で呼びきれないメンバーを後から加えるためにそこから後ろは支援会議とするなど、1つの会議をうまく重なり合わせながらやっているのが実情です。

「相談支援」の中にアウトリーチの継続的支援を入れていますが、まずはアウトリーチしながら拾ってくることになります。「継続的支援」とあるように、支援が始まる入口ではアウトリーチする必要がありますが、課題を解決するだけで地域と結びついていないと課題が繰り返されることがあるため、地域とのつながりを取り戻すまでは継続的な支援をしていくことです。相談から始まり、参加支援、地域づくりというところに行く間、専門職がずっと伴走するよりも、地域の人とのつながりをつくっていくことが意味合いとして大きいのではないかと思います。そういう意味では、この事業を始めて専門機関どうしがお互いの機能を知ったり、孤立していた支援者が話せるようになったりといった支援者の支援が進んでいるということは、成果として出ています。しかし、地域づくりにおいて、地域の方に知ってもらい予防につなげていくとか、地域の中での課題と一緒に考えていくといったところまでつなげていくことはまだこれから課題であると思います。

○大町福祉課長 東社協の経験に基づく様々な助言をいただきありがとうございます。

3つの重なりについては、高齢・障害・こどもといった分野の重なりのところにまずは傾注しなければならない事情があり、支援の連続やフォーマル・インフォーマルのところもなるべく手掛けていきたいと思いますが、まずはできるところからやり、広げていきたいと考えています。

多機関協働の担い手については、決まっていませんが基本的には直営を軸に考えています。それは、現状、包括的相談支援事業の担い手である、地域包括支援センターや子ども家庭支援センター、あるいは専門的な窓口が本区では主に委託になっているため、それらを所管課を通じてまとめ上げ、区の施策として強力に推進していくためには、直営でやっていくことが必要ではないかと考えたからです。実際この事業が始まった時に、多くの事業で担い手となる社会福祉協議会、とりわけ地域福祉コーディネーターとは、今まで通り緊密に連携し意見交換しながら進めて

いきたいと思います。まさに、重層についても両輪でやっていきたいと考えています。

一方、総合相談窓口のようなところを置いたほうがいいということで置くところもあるようですが、他区の事例でも、その窓口に重いものが集中してしまい、かえって多機関協働事業でやるような調整機能に手が回らないといったデメリットも聞いています。府内でも様々な意見があり、誰も取り残さないためには1つ分かりやすい窓口があったほうがいいという声もありますが、本区においては高齢・障害・子どもの分野で各専門性を高めながら相談窓口が充実しているため、できればそこが中心となり受け止めしていくことがいいのではないかと考えています。

○岡田副会長 「事業の全体像」で「包括的相談支援事業」から「多機関協働事業」に向かっていくところで、他の自治体で問題になっているのは、インターク段階から解決に向かっていく時に余計こじらせてしまうことがあるということです。その点は気をつけたほうがいいと思います。

「多機関協働事業」のところでは、専門機関の力をどうコーディネートしていくかという意味では、行政が直営で進めていくのも一理あると思います。

一方で、コミュニティの力については、コミュニティがあつてのソーシャルワークですから、その点をしっかりと押さえておくならば、「多機関協働事業」から「地域づくり事業」にしっかりと矢印を引いていき、そこに地域福祉コーディネーターが媒介になっていくことを考えるべきだと思います。

「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」については、病院や教育機関こそ入っていくべきところで、ふじみ野市は、包括的支援体制づくりをかなり先進的に進めていますが、「つながる相談窓口」という仕掛けで、住民団体の相談役を担っています。その点では、社会福祉法では地域住民等が主体となっていますが、この地域住民等が主体となるイメージを全体像の中にどう位置づけるのかがポイントであると思います。「出向く支援」との記載がありますが、それは点の支援であり、面の支援は居場所があることで発揮されていくため、そういう観点も入れていくといいと思います。

「参加支援事業」は、社会参加の支援ということです。例えば、「障害者権利条約」によりかなり厳しい指摘を受けている分離教育をどうするか、一般就労だけに傾いている就労支援や雇用施策をどうするか、るべき姿を府内会議でもっと検討していただきたいと思います。「地域づくり事業」は、福祉の枠を超える生活の土台をつくるもので、「参加支援事業」と「地域づくり事業」は、福祉分野以外との協働が絶対不可欠であるというイメージで記載したほうがいいと思います。「地域づくり事業」には「世代や属性を超えて交流できる場」とありますが、「分野を超えて」と加えることで、化学反応をどうしていくのかというところをこれも府内会議で揉んでいただきたいと思います。

社協のサテライト（地域福祉コーディネーター）が目立っているのはいいことですが、総合相談窓口ができることで丸投げになっていき、魔法のステッキのような扱いになっていき、実態としてはエリアも広く地域づくりに深めた動きができるていないのが現状です。重層が始まった後、社協のサテライト（地域福祉コーディネーター）がどこに力を振り分けていくのか見せていただきたいと思います。

重層の事業は包括的支援体制構築のブースターの役割をする手段にすぎないと言われており、包括的支援体制とイコールではなく一部分です。他にも既存の取組でやっていくということを勘違いしないようにしてください。重層が全部であるという印象を与えないように説明することも大事だと思います。

○大町福祉課長 コミュニティの力ということで、地域住民の参画をどこまで反映させていけるのかということについては、分野的に参加支援や地域づくりに向けた支援のところも含めて、地

域住民の参加についてどこまで書けるか検討を深めたいと思います。

社協のサテライトについては、どの事業にも社協のサテライトが載っており、いざ重層が始まった時にどういうバランスでやっていくかが課題です。すでに意見交換もしていますが、社協ならではの、サテライトでなければ活動が難しいところに傾注していってもらいたいと考えています。今後も引き続き社協と検討していきます。

重層は手段であることは確かですので、地域福祉計画と重層の関係が分かりやすいように、全てを包括しつつも具体的な事業がいくつか載っているのが重層であるため、次の会議に向けて準備します。複雑化・複合化した課題の矢印だけを取り出していますが、多機関協働事業で作成したプランに基づいて、参加支援事業や地域づくり事業の居場所につなげていくことも重層の仕組みの中で重要なところです。重層を図示することは難しく、いろいろな資料を参考にしましたが、なかなかこれといったものはありませんでした。なるべくシンプルで、かつ分かりやすいイメージ図をさらに検討し次回提示できるようにしたいと思います。

○秋山委員 江東区の既存事業は、窓口は区で、地域包括支援センターや子ども家庭支援センターは社会福祉法人、長寿サポートセンターも外注が多く、社会福祉協議会もそうだとすれば、多機関協働事業のヘッドはいろいろな機関をまとめていくということですから直営でやっていくのがいいと思います。ただ、その場合、各窓口をどうやってまとめていくかが問題です。会議体が増えてしまいます。例えば要保護のこどもがいた場合、その先どうするのかということですが、保健相談所の保健師は区の方かもしれません、赤ちゃん事業であれば助産師に依頼したりしていると思います。その辺りをよく調整していただき、窓口と多機関事業をまとめ上げるところは、別に考えたほうがいいのではないかでしょうか。

○大町福祉課長 これまでそれぞれ委託や助成等、様々なあり方でやってきました。委託であればそれぞれの所管課がいるわけですが、実際に現場で相談を受けているのは委託や助成の法人の職員です。所管課を通じ重層に向けてどのようにまとめ上げていくのかについては、他の先行自治体の手法も含め、よく検討していきたいと思います。ある程度準備期間が必要ですから、少なくとも1年あるいはそれ以上、順番に研修等あるいはそれに近い形での周知をしながら、各窓口の職員が重層についての理解を深め準備態勢に入れるようにしていく必要があると思います。

○墓委員 私もそこは危惧しているところですが、任意事業で令和6年度の特別区の実施地区が11区、移行準備事業が3区と記載されています。参考資料では、モデル事業実施自治体数が令和元年度までですが相当伸びてきていますが、導入しているということです。すでに実施している区では多機関協働事業の窓口を業者でやっているのか区直営でやっているのか等、ご存じであれば教えていただきたいと思います。

社協のサテライトも一生懸命に相談に乗ってくれています。すぐに駆けつけてくれ、本当にありがたいのですが、組織をどのようにもっていくかをしっかりともらわないと、絵に描いた餅になってしまいます。1つの世帯に複数の課題が存在した時に、多機関協働事業のところから支援をして指示がいくと図で示されていますが、機能としてはどうなのか、よく考えていただきたいと思います。実施している他区の状況を教えてください。

○大町福祉課長 具体的な数までは、今資料がありませんが、市部では人口規模が特別区ほど大きくはないため、社協が多機関協働事業を請け負っているケースが多いと思います。特別区内においては、区が直営で担っているところが多いようです。関係窓口や機関への周知や協議等を進めていくフェーズにおいては、江東区と似たような仕組みですでに始めている区にはより詳しく

話を聞き、その経験等も糧にしながら、江東区の重層が絵に描いた餅にならないように努めていきたいと思います。

○越智委員 「地域づくりに向けた支援」では2つの切り口があるのでしょうか。1つには、江東区の実施している区民農園はとても人気があるようですが、その広がりとして農福連携が地域づくりの切り口としてあるのでしょうか。もう1つは、地元の有名企業との連携により、地域づくりのための切り口とするのかどうか教えてください。

○大町福祉課長 地元企業との連携は、実例までは承知していませんが、十分居場所づくりとして可能性があると思います。そのためには、関係づくりから始めて実際に協力していただけるように持っていくまで多少時間はかかりますが、当然必要な地域の力と考えています。

区民農園は、居場所づくりとして機能しているわけではなく、区画に対して区民が申込み野菜等を作るという形の事業です。利用者どうしがつながり活動が始まれば、それは一つの地域のつながりとなるとは思います。区としてはそこまで意図してやっていません。

○岡田副会長 「地域づくり事業」では、居場所づくりや場づくりが前面に出ていますが、居場所や場所をつくればいいわけではなく、失いかけている相互扶助の関係、その結果として自治や行政や協働の力を高めていく幅広い公益があるわけです。そのことを府内でしっかりと議論していくことが必要であると思います。今は、私益しか追えず賃労働に集中しなければならない過酷な世の中になっており、頼れる先は公の機関しかありませんが、そこでも狭間や限界を感じてしまいます。改めて、COMMONという領域をどう耕していくかがとても大切です。その点で、農福連携は食を通じて人間性を回復していく関係を回復していく支援をつなげていく可能性があるわけですが、今は農水省の管轄で、コーディネーターもそちらの管轄になっています。福祉の観点がそのコーディネーターにはないため、福祉サイドからつなげていかないと農福連携もうまくいかないと、研究では言われています。地域づくりにおいてはしっかりと考えていかなければなりません。

○大町福祉課長 区民農園は、農福連携という観点から始まっています。どちらかと言えば、都会の中ではなかなか土に触ったり野菜を育てる喜びを知ったりすることができないということから取り組んだものです。抽選の倍率も高く、コミュニティというよりは、自然体験といった目的で行っています。誰が使うかということも含め、福祉とのつながりは難しいと思いますが、ご意見は参考にしながら進めていきます。

○越智委員 例えば、江東区内で、民間企業の方がガーデンを持っており、そこでハンディキャップを抱える方を絡ませ、ハーブを育てたりしているそうです。区民農園に皆が集まるのは、基本的に人は土に触って癒されるものを持っているからではないでしょうか。以前、民間企業の取組として、メンタルを崩した方が農園に行って働くことで自信を取り戻していく話を聞いたことがあります。難しいところもあるかもしれません、いろいろなバリアを乗り越えて重層で何か実現できればいいと思います。

○大町福祉課長 民間企業の事例は承知してないかったため、聞いてみたいと思います。必ずしも区民農園が会場でなくても、野菜ではなく花を育てるといったような場づくりは、福祉にも親和性が高く、メンタル面でもいい影響を与える取組ですので、区の直営事業ではなくても社協との連携の中で、アイディアとして取り入れ実施していくといいと思います。

○長倉会長 北海道の当別町は札幌から電車で 90 分くらいの所にありますが、先週「社会福祉法人ゆうゆう」に行ってきました。そこは農福連携という形になると思いますが、社会福祉法人が田んぼや畑を持っており、知的障害のある方たちに仕事を提供したり、高齢の認知症のある方で今まで土に触れる仕事をしていた方たちがまたそこで土に触ることで自分の生活を取り戻していました。知的障害があっても、千切りなどはプロ並みに上手な方もいました。配膳をされる方もおり、それぞれ能力に合ったことをして社会的な自立を果たしていました。腰の曲がったおばあちゃんが、鍬を持って畑を耕したら、背筋がピンとしたのが印象的でした。そのような自分を取り戻すような場があるといいと思いますが、皆が集まって野菜を作ればいいというわけではなく、運営するところがないとうまくいきません。社会福祉法人や企業等でも、ケアローンのように社会福祉事業をやっているところがローンと組んで相談窓口を作ったりすることもあるので、マッチングして組み合わせていくことが重要であると思います。社協や民生児童委員にばかり話がいくため大変だと思います。地域の中の社会資源がまだつながっておらず、できることをまだやっていないかもしれません。そういう取組をしているところもあるので、今やっていることプラスこれからできることというと、そういう事例もあるため、できるといいと思います。

そろそろ時間にならってきましたが、これだけは言いたいということはございませんか。よろしいですか。お気づきの点があれば、意見シート等で事務局に意見をお寄せください。それでは、以上で用意された議題は終了となります。最後に事務局から連絡事項等ありましたら、よろしくお願いします。

○大町福祉課長 本日も長い時間ありがとうございました。事務連絡を 3 点申し上げます。

1 点目は、意見シートについてです。ご意見ご質問がある場合は、意見シートにて 7 月 25 日(金)までに事務局に提出ください。メールでの提出も可能です。先日各委員に Excel 形式のデータを送付しましたので、そちらをご利用ください。

2 点目は、謝礼金の請求書についてです。会場にお越しいただいた委員で、提出がまだの方は、帰りの際に事務局職員にお渡しください。

3 点目は、次回の会議についてです。令和 7 年度 3 回目の会議は、8 月 26 日(火)午後 1 時 30 分からを予定しています。委員の皆様へは後日改めて連絡いたします。

### 3 閉会

○長倉会長 今日も闘争な意見をいただきありがとうございました。これで終了いたします。ありがとうございました。

—了—